

美旗地区活性化計画

三重県名張市

平成24年3月

平成25年4月

平成26年2月

平成27年7月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	美旗地区活性化計画				
都道府県名	三重県	市町村名	名張市	地区名(※1)	美旗地区
				計画期間(※2)	H24～28

目 標 : (※3)

地区内には、10ヘクタールの市有地が存在する。これは以前に住宅開発を予定して買収した企業が倒産したことにより荒廃地となっていたが、この土地内と周辺に3基の古墳が存在していることから、この古墳の保存整備と周辺の農地と山林であった現状をできる限り生かして、農業公園として、都市住民が農業体験などができる施設や多目的レクリエーション広場などの整備を行い、併せて地域の活性化を図る。
具体的な目標を、各施設などの利用者で年間46,000人と設定する。

目標設定の考え方

地区の概要:

名張市美旗地区は、三重県西部伊賀盆地のほぼ中央、名張市の北部に位置し、国道165号と368号の主要幹線に囲まれ、大阪まで1時間余りの交通の便にあり、市内最大の農産物の供給地である農業集落地の中に、近鉄大阪線美旗駅周辺に開かれた住宅地が混在する特性を持っている。また、地区内には文化遺産が数多く点在し、五世紀後半に構築された県下最大の馬塚古墳をはじめとする美旗古墳群、観世流能楽の創設者である観阿弥が座を開いたとされる観阿弥ふるさと公園、織田信長が伊賀に侵攻した「天正伊賀の乱」の合戦場となった中世城跡、江戸時代において着工した新田開発事業、三里十八町に及ぶ新田水路、お伊勢参りの初瀬街道新田宿の町並みなど、地域全体に歴史的文化遺産が現存している。これら歴史的文化遺産が多くあり、また、優良農地が集積していることから、これらを結びつけ6次産業化の推進に資する新たな農業の展開を図るために地域組織がビジョンを策定している。

現状と課題

地域の中央部を流れる小波田川流域は田園地帯として優良農地が集積しており、水田農業をはじめとしてぶどう、メロン等の特産品生産の振興を積極的に図り、高生産型農業を推進している。しかし、遊休農地の有効活用や農業後継者の育成等の課題も山積している。
そこで、新しい農業のあり方や、農商工連携といった取り組みをはじめ、企業誘致など次世代に向けての住みよさを追及する展望を踏まえ、地域住民と一体となって事業を推進することが求められている。
特に、整備を行う市有地が存在する新田地区は、大和から伊勢に通じる初瀬街道の宿場町で、街道に沿った家の裏側に間口の幅から放射状に500メートルの「ぜり田」が広がっている美田地帯であるが、大型機械が通れる農道がなく、耕作放棄地となっても隣の農家しか耕作できない等のほ場条件であり、水路沿いの市有地に農道整備ができれば耕作放棄地の減少につながる。

今後の展開方向等(※4)

事業の計画・運営や施設の管理等については、地域組織を中心に運営委員会を組織し、様々な体験事業などを通して、市内住民はもちろん、関西圏の住民などとの交流を図り、地域住民の雇用と活性化を図りながら参加・協力を求めていく。
当該市有地に隣接する耕作放棄地などの農地の機能を復元し、農業公園としての利活用を展開するため、体験農園や多目的広場、駐車場整備などとともに、ビオトープやレクリエーション広場の交流施設、案内所や直売所の整備を行うなど、6次産業化の推進に資する新たな農業の展開を図っていく。
尚、平成25年に完成した農地保全箇所へのアクセスとして農道の位置を南側に変更し、市民交流の為に利便を図って行くものである。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
名張市	美旗地区	基盤整備(農業用道路)	名張市	有	イ	農道新設
名張市	美旗地区	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	名張市	有	ハ	休憩所
名張市	美旗地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	名張市	有	ニ	農道新設・農地保全整備
名張市	美旗地区	景観・生態系保全整備(景観・生態系保全整備)	名張市	有	ニ	運動広場等

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

美旗地区(三重県名張市)	区域面積(※2)	1,030ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積は1,030ha、うち農林地面積は641haで62%を占める。また、市内の販売農家のうち、販売額500万円以上の農家39戸で、当該地域で54%を占めているが、後継者が就農している農家は5戸のみで、経営主が60歳台前後がほとんどで、高齢化が進んでいる。水稻を中心として、果樹や野菜等との複合経営農業が重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 名張市の人口は昭和29年の市制発足当時31,012人であったが、昭和40年台の大規模住宅団地の開発により、平成12年には8万5千人を超えたが、現在(23,4,1)は82,358人となっており、高齢化率は22.8%である。当該地区は、美旗駅前附近の住宅開発により、人口が増え現在8,737人で、高齢化率は22.1%である。当該地区の耕作放棄地や荒廃地を農地に戻し、都市住民との交流拠点として整備することが地域の活性化に有効である。		
③法第3条第3号関係: 都市計画法に基づく用途地域と住宅開発による市街地を形成している地区129haを除いた農業振興地域内の農業センサスの対象地区を活性化区域としている。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ・交流人口は、施設管理者による体験農園や多目的広場の利用者数の記録及び市産業部観光交流室の調査資料により検証する。
- ・景観を活かした取組みについては、地域団体等の活動記録などにより確認し評価する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。